

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 四五〇
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四五〇
- 計量器の定期検査を実施する件 四五〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四五〇
- 道路の区域を変更する件九件 四五二
- 道路の供用を開始する件二件 四五三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 四五四
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四五五
- 一般競争入札を行う件三件 四五五

## 告示

### 福島県告示第五百十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
福陽ガス株式会社 代表取締役 吉田 陽一
- 二 住所  
須賀川市桜岡七番地
- 三 認定年月日  
令和二年八月六日

（消防保安課）

### 福島県告示第五百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年八月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ田村大越店 福島県田村市大越町下大越字中田一四六番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要  
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百二十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
岩瀬郡天栄村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三三九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	九月二三日 午前一一時から 午前一二時三〇分まで	天栄村湯本体育館
須賀川市		同 午後二時から 午後四時まで	天栄村体育館
		九月二四日 午前九時三〇分から	長沼保健センター

白河市（表郷、大信及び東を除く。）	須賀川市	岩瀬郡鏡石町					
一〇月一三日 午前一〇時三〇分 から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	九月二八日 午前一〇時三〇分 から 午前一二時まで	九月二五日 午前九時三〇分 から 午前一二時まで	同 午後二時から 午後四時まで	同 午前一二時三〇分 まで	九月二九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後三時まで	同 午後二時から 午後三時まで
白河市産業プラ ザ人材育成セン ター	仁井田公民館	鏡石町公民館	大東公民館	須賀川市産業会 館	同	同	同

右に掲げる市 町村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかつた もの	一〇月一四日 午前九時三〇分 から 午後一時から 午後四時まで	同
右に掲げる市 町村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかつた もの	一〇月一六日から一 月二三日まで（火曜日、 木曜日、土曜日、日曜 日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分 まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定 所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市、須賀川市、 岩瀬郡鏡石町及び同 郡天栄村	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二 日まで（土曜日、日曜 日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第五百二十二号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、社川沿岸土地改良区から令和二年七月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月五日認可した。  
 令和二年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （農村計画課）

福島県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 橋端山一番一地从先から 同 郡同 町山木屋字 橋端山一四番四地先ま で	A	A	一四・二 三七・四	九八・四
		B	A	一四・二 三七・四 八・〇 二七・六	九八・四 一一一・六

(道路計画課)

福島県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 水境一五番五地先から 同 郡同 町山木屋字 水境八番一地从先まで	A	A	一一・九 二八・九	一九九・〇
		B	A	一一・九 二八・九	一九九・〇

福島県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三四九号	二本松市東新殿字浮内 八九番地先から 同 市東新殿字与太 郎内一一八番地先まで	A	A	一三・八 四二・一	三〇九・九
		B	A	一七・二 四二・五	三二〇・五

(道路計画課)

福島県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字下 関河内字表木三〇二番	A	A	六・九 一九・二	七七八・〇
		B	A	八・〇 一九・六	二〇八・五

(道路計画課)

地先から 同 郡同 町大字上 関内字上町一八番一 地先まで	変更後	一三・三丁 五一・二	七六九・八
--	-----	---------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第五百二十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道須賀川三春線	郡山市田村町小川字田中三五番三地先から同 市田村町小川字後田三六七番五地先まで	変更前 九・〇〇 一八・〇〇 変更後 一一・〇〇 三一・〇〇	(メートル)	二四三・〇 二四三・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百二十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道郡山矢吹線	郡山市喜久田町字松ヶ作一六番七五地先から	変更前 一〇・〇〇 二五・六	(メートル)	一一六・〇

同 市喜久田町字菖蒲 池二番三〇〇地先 まで	変更後	一〇・〇〇 一三・九	二〇〇・〇
------------------------------	-----	---------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第五百二十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字中田字宮後一番地先から同 郡同 町大字中田字下矢造九五番一地先まで	変更前 三三・二丁 一一・〇〇 変更後 三三・二丁 二八・〇	(メートル)	八五・〇 八五・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百三十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道石川鴉子線	石川郡石川町大字中田字八又二四番二地先から	変更前 八・〇〇 三三・〇	(メートル)	七〇〇・五

同 郡同 町大字中田 字上矢造一二番四地先 まで	変更後	一一・〇〇 七五・〇〇	七〇〇・五
--------------------------------	-----	----------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道落合 浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬 字小山迫七八番地先か ら 同 郡同 町大字高瀬 字堀内一六四番地先ま で	七・〇〇 二六・〇〇	変更後	一一・〇〇 四八・〇〇	六五三・六
		変更前	変更後	六五三・六	

(道路計画課)

福島県告示第五百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道須賀川三春線	郡山市田村町小川字田中三五五番 三地从り 同 市田村町小川字後田三六七番 五地先まで	令和二年八月二二日

福島県告示第五百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道郡山矢吹線	郡山市喜久田町字松ヶ作二六番七 五地先から 同 市喜久田町字菖蒲池二二番二 三〇地先まで	令和二年八月二二日

(道路計画課)

福島県告示第五百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和二年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 しんとく建設工業・ダイヤ地所・アカギ不動産好間町上好間宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日
- 四 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和三年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、本宮市から二本松本宮都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写

しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和2年8月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

### 公告第177号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ほ場管理システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月10日（水）
- (4) 納入場所 福島県農業総合センター農業短期大学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月11日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同月11日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年8月21日(金)から同年9月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月28日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月28日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年10月7日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Farm field Management System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 7 October 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 October 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**公告第178号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 N95マスク（カップ型） 120,000枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年2月8日（月）
- (4) 納入場所 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部（福島県福島市杉妻町2番16号）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月11日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同月11日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和2年8月21日（金）から同年9月11日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月28日（金）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月28日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年10月9日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（木）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。  
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cup shaped N95 mask  
120,000 pieces  
(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 October 2020  
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 October 2020  
(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413
- （入札用度課）

### 公告第179号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を  
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第  
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用10,000L級化学消防車 1台  
(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。  
(3) 納入期限 令和4年3月25日（金）  
(4) 納入場所 福島県福島空港事務所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要  
な資格の確認を受けた者であること。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該  
当しない者であること。  
(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開  
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ  
と。  
(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日  
までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこ  
と。  
(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が  
あり、かつ、確実に納入できること。  
(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月15日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同月15日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年8月21日（金）から同年9月15日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙56枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月2日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年9月2日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年10月7日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日（火）午後5時までに必着のこと。）

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Aircraft Rescue and

Fire fighting Vehicle (10,000L class) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 7 October 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 October 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)